

仕様書

1 件名

令和7年度千葉市もの忘れチェック事業帳票類等作成及び封入封緘業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 作成物の規格及び数量

(1) 総価契約

No	品 名	規 格	数 量
①	千葉市もの忘れチェックのご案内	仕上がり A4・6 ページ・コート紙 62.5kg・フルカラー・巻3つ折・要デザイン	4,000 部
②	千葉市もの忘れチェック受診券シール	A4・シール 1/0C	4,000 枚
③	千葉市もの忘れチェック同意書	A4・2 枚複写 天のり製本 1 枚目 感圧紙 N40 白 青発色 1/0C 2 枚目 感圧紙 N40 白 青発色 1/0C	4,000 部
④	送付用封筒	角 2・K カラークラフト 85g・グラシン窓・アラビア加工 1/1C 内地紋あり ・表面下に発送元として千葉市地域包括ケア推進課の名称、所在地及び電話番号を記載すること。 ・宛先の印字箇所が見えるよう窓を 1 つ配置する。ただし、窓部分はグラシン紙を使用すること。 ・封筒前面に「この封筒は窓部分を切り取らなくてもリサイクルできます。」と記載すること。	4,000 通
⑤	千葉市もの忘れチェック票	A4・上質紙 57.5K 1/0C 版 12 種類作成	3,200 枚
⑥	千葉市もの忘れチェック問診結果記入票	A4・2 枚複写 天のり製本 1 枚目 感圧紙 N40 白 青発色 1/0C 2 枚目 感圧紙 N40 白 青発色 1/0C	3,200 部
⑦	千葉市もの忘れチェック結果通知書	A4・3 枚複写 天のり製本 1 枚目 感圧紙 N40 白 青発色 1/0C 2 枚目 感圧紙 N40 白 青発色 1/0C 3 枚目 感圧紙 N80 白 青発色 1/1C	3,300 部
⑧	認知症予防啓発チラシ	A4・コート紙 62.5K 4/4C 要デザイン	3,300 枚

(2) 単価契約（あらかじめ数量が確定できないもの）

No	内容	予定件数
⑨	千葉県もの忘れチェック受診券シール（②）の印刷（システム・プログラム設計代含む）	4,000 件
⑩	下記 3 点を送付用封筒（④）へ封入封緘 ・千葉県もの忘れチェックのご案内（①） ・千葉県もの忘れチェック受診券シール（②） ・千葉県もの忘れチェック同意書（③）	4,000 件

4 作業日程及び業務内容等

(1) 総価契約

帳票類等の作成

「3 作成物の規格及び数量」に定める①～⑧」の帳票類の作成。

発注者が示す原案（サンプル）から印刷原稿を作成し、発注者の承認を得ること。

(2) 単価契約

ア 数量の通知及び原稿の引渡し

日時：毎月 15 日まで（土日祝日の場合は、翌営業日とする）

場所：千葉県地域包括ケア推進課

数量：提供データにおける対象者数

提供データ：対象者個人情報（氏名、生年月日、年齢）、有効期限、整理番号

提供は磁気媒体（CSV 形式による電子ファイル）

イ 印刷及び封入封緘

毎月、千葉県から提供される提供データ受領後、千葉県もの忘れチェック受診券シール

（「3 作成物の規格及び数量」に定める②）へ印刷し、納入期限（「4（3）イ」）

までに「3 作成物の規格及び数量」に定める①～③を④の封筒に封入封緘する。なお、業務は毎月発生する。5 月分までの「3 作成物の規格及び数量」に定める②のシール台紙及び、①、③、④については当課より提供する。

(3) 成果物の納入及び検査

ア 総価契約

「3 作成物の規格及び数量」に定める⑤～⑧については、納入期限までに指定の納入場所へ成果物を納入し、納入を終えた時点で契約書に基づき発注者に通知を行うこと。

納入期限：令和 7 年 5 月 30 日（金）

納入場所：別途、発注者より指定する市内医療機関 150 か所程度、地域包括ケア推進課運搬等（配送）に関し、帳票類等の配送手続きは受託者が行うこと。また、医療機関に配送する場合は、配送物の差出日時が分かるようにし、履行確認のため、後日配送証明書類（配送差出伝票の写し又は受領書の写し等）を完了報告書と共に提出すること。

イ 単価契約

「3 作成物の規格及び数量」に定める①～④については「4（2）ア 数量の通知及び原稿の引渡し」から 5 営業日後までに地域包括ケア推進課まで成果物の納入を済ませるこ

と。

ウ 作成した帳票類について、HP 等への掲載用に電子データ（PDF）を地域包括ケア推進課に納入すること。

エ 受注者は業務完了後、速やかに業務完了報告書を発注者に提出し、承認を得ること。

5 その他

（１）業務の詳細事項、詳細工程については、発注者の指示に従うこと。

（２）当委託業務で作成した帳票等の著作権は、全て千葉市に帰属することとする。

（３）個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務を遂行すること。さらに、受託業者は、原稿数量を把握し、成果物数と照合する等自主的に個人情報保護に向けた取り組みを行うこと。

（４）本仕様書等に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。